

【ご案内】事業者登録の更新について

～本年 10 月より、事業者登録の更新手続きが始まります～

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は 2019 年 4 月から本運用を開始し、2022 年度末には、約 114 万人の技能者、約 21 万 7 千の事業者の方に CCUS にご登録をいただくとともに、2022 年度の年間就業履歴数が 4,000 万件を超えるなど、多くの皆様にご登録、ご利用をいただいている状況となっています。

CCUS の活用については、技能者の資格情報と就業履歴情報を用いた能力評価制度への活用が、対象職種の拡大等もあり進展するとともに、建退共の掛金納付や元請事業者における独自ポイント制度等においても就業履歴情報が活用されているところです。更に、本夏には、国土交通省においてレベル別の賃金目安の提示が予定されるなど新たな取組も進められるところです。

CCUS の目的である技能者の処遇改善や建設現場での生産性向上などを進めていくためには、引き続き事業者、技能者の皆様に CCUS にご登録いただき、現場で活用していただくことにより、技能者の能力評価制度等を推進していくことが不可欠であると考えています。

今回、2024 年 3 月末で本運用開始から 5 年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023 年 10 月からの予定で更新手続きを開始することといたしましたので、以下のとおり、更新手続きをご案内いたします。

引き続き CCUS をご活用いただきますよう、事業者登録の更新手続きをよろしくお願い申し上げます。

○更新手続きについて

1. 2018 年度（2018 年 5 月から 2019 年 3 月末）に事業者登録を行った事業者の方

（1）有効期限：2024 年 3 月 31 日

事業者登録の有効期限は 5 年とさせていただいておりますが、本運用開始が 2019 年 4 月であったことから、2019 年 3 月末までに事業者登録を行った方については、有効期間を 2024 年 3 月 31 日までとさせていただいております。

（2）更新手続き期間：2023 年 10 月（開始予定）～2024 年 2 月末日まで

更新作業に 1 月程度要することから、有効期限満了 1 ヶ月前の 2 月末日までに**更新手続きの申し込み**をお願いいたします。更新手続きは、申し込みの後、審査を行い、確認できた方には「システム登録料金額のご案内」のメールを送付いたします。そのメールに基づき事業者登録料をお支払いいただき、手続完了となります。

(3) 更新手続きのメールのご案内：登録責任者様あてメールにて更新手続きのご案内をいたします。

第1回メール：6ヶ月前

第2回メール：2ヶ月前＜手続き未了の方のみ＞

第3回メール：1ヶ月前＜手続き未了の方のみ＞

併せて、CCUS ホームページにも掲載します。

(4) 申請方法：新規登録と同様に、インターネット（CCUS ホームページ）又は認定登録機関にて申請をお願いいたします。

(5) 申請内容：既に登録いただいている情報のうち、変更のない事項については記載事項及び証憑書類について内容の変更の必要はありません。

登録内容の変更がある項目については、記載事項の変更及び最新の証憑資料を提出していただきますようお願いいたします。

また、更新料として、資本金額に応じた所定の事業者登録料（更新登録料）をお支払いいただきますようお願いいたします。

※事業者登録料は CCUS の HP でご確認ください。

<https://www.ccus.jp/p/use>

2. 2019 年 4 月以降に事業者登録を行った事業者の方

(1) 有効期限：**登録日から 5 年後の登録月の月末に有効期限満了となります。**

(2) 更新手続き期間：**有効期限満了の 6ヶ月前から 1ヶ月前まで**

(例 2019 年 4 月登録の事業者の方は、2023 年 11 月～2024 年 3 月末日までの間)

＜その他は、「1. 2018 年度に事業者登録を行った事業者の方」に準じた対応となります＞

【お問合せ】

(一財) 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部

<https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm>